

総務民生委員会会議録

1. 日 時 平成30年6月19日(火曜日)
午前9時30分～午前10時30分
2. 場 所 委員会室
3. 出席委員 末 永 義 美 委 員 長 高 木 法 生 副委員長
竹 岡 昌 治 委 員 安 富 法 明 委 員
山 中 佳 子 委 員 三 好 睦 子 委 員
岡 山 隆 委 員 杉 山 武 志 委 員
荒 山 光 広 議 長
4. 欠席委員 な し
5. 出席した事務局職員
綿 谷 敦 朗 議 会 事 務 局 長 大 塚 享 議 会 事 務 局 長 補 佐
篠 田 真 理 議 会 事 務 局 主 任
6. 説明のため出席した者の職氏名
篠 田 洋 司 副 市 長 石 田 淳 司 市 長 公 室 長
田 辺 剛 総 務 部 長 大 野 義 昭 市 民 福 祉 部 長
松 永 潤 消 防 長 有 吉 武 士 消 防 次 長
佐々木昭治 総 務 課 長 池 田 正 義 税 務 課 長
河 村 充 展 高 齢 福 祉 課 長 内 藤 賢 治 地 域 福 祉 課 長
中 嶋 一 彦 市 民 課 長
7. 会議の次第は次のとおりである。

午前9時30分開会

○委員長（末永義美君） おはようございます。ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。

それでは、さきの本会議におきまして、本委員会に付託されました市長提出議案8件につきまして、審査いたしたいと思っておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

最初に、議案第68号美祢市税条例等の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。池田税務課長。

○税務課長（池田正義君） 議案第68号美祢市税条例等の一部改正について御説明申し上げます。

議案68-1ページをお開きください。参考資料は1ページからとなります。

これは、地方税法等の一部を改正する法律等が公布され、これらに関連する政令及び省令が公布されたことに伴い、美祢市税条例等の一部を改正するものであります。

主な改正内容は3点でございますが、1点目は、国が進める働き方改革を後押しする観点から、所得税と同様、基礎控除等の制度見直しが行われたものであり、個人市民税の非課税の範囲を定めております合計所得金額要件等について、給与所得控除額から基礎控除に振りかえがなされる金額と同額の10万円を加算し、基本的に、現行と同様の取り扱いとするものであります。

また、合計所得が2,400万を超える納税義務者に係る基礎控除が段階的に逡減され、合計所得が2,500万円以下の場合を基礎控除及び調整控除の対象とするものであります。

2点目は、法人市民税の申告について、資本金等が1億円を超える普通法人等に対して、電子申告が義務づけられたことに伴い、適用条文を加えるものであります。

3点目は、たばこ税の税率と、急速に市場が拡大しております加熱式たばこにおいて、課税方法の見直しが行われたものであります。

具体的には、市たばこ税の税率については、平成30年10月1日から3段階で、千本当たり430円ずつ、合計1,290円引き上げ、最終的には、現行の千本当たり5,262円から6,552円とするものであります。

また、加熱式たばこについては、新たに、喫煙用の製造たばこの区分として創設するとともに、加熱式たばこに係る紙たばこへの本数への換算方法については、重量と

価格を用いる方式が採用され、激変緩和の観点から、改正後の換算方法への完全移行を5段階に分けて改正するものであります。

なお、試算が可能であります前者の改定、千本当たり430円ずつ3段階での増税の部分につきましては、市たばこ税の増加見込額は直近5年間、平成25年度から29年度の年間売上本数の実績から算出し、現在を基準として、1段階目の改正時点で月額99万円、2段階目の改正時点で月額108万円、3段階目の改正時点で月額146万円と見込んでおるところでございます。

この条例の施行日は、1点目の個人市民税については、平成33年1月1日、2点目の法人市民税については、平成32年4月1日、3点目の市たばこ税については、たばこ税の税率分は平成30年と平成32年、平成33年の10月1日、加熱式たばこにおける課税方法については、平成30年から平成34年までの毎年の10月1日でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。

今回の改正で、基礎控除が10万円プラスで、そして給与所得が、その分マイナス10万になって、プラマイゼロということで——のようですけれど、ただ10万円がプラスマイナスゼロになったということではなく、ほかには影響がないか——ほかにも影響があると思われませんが、給与所得の控除には、それなりの意味があると思いますが、その点いかがでしょうか。

それと——あっ、済みません。3点——3回しか言えませんが、3点続けて言わせていただきます。

この場合ですね、課税世帯——課税になる部分と非課税になる部分とあると思うんですが、その非課税の基準はいくらの金額なのか。そして、またこの所得——給与所得が10万円加算された——プラスになったということで、今までの非課税だった人が、課税世帯になるってということも考えられますが、そうすると国保や住民税、また市営住宅の家賃など、多くの減免、社会保障制度に影響が出てくると思いますが、その点どうでしょうか。

もう1点目は、ここの——この中には記してありませんが、公的年金には影響があ

るのかないのかお尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） 池田税務課長。

○税務課長（池田正義君） 三好委員の御質問にお答えしたいと思います。

まず、1点目の10万円、基礎控除——済みません。給与所得控除から基礎控除への振りかえに係る増税があるかということだったと思うんですが、これにつきましては、所得控除というのは給与収入から——例えば給与所得者であれば、給与収入から所得控除引いて、そのあと基礎控除などの人的控除を引きますけども、10万円が所得控除の——給与控除で減るということで、所得としては10万円上がることとなります。ただ、基礎控除がふえることによって、課税額としてはプラマイゼロということになります。

ただし、これは所得税法の絡みなんですけど、895万円を超える給与所得者については、所得控除の上限が減りますので、その分、税金がふえることとなります。

2点目の非課税所得の基準額の関係でございますが、これは新旧対照表、参考資料の1ページの24条第2項に言葉で書いてありますけども、例えば、市民税の非課税の範囲というところで、均等割の非課税の範囲が書いてありますが、基本額28万円に世帯人数をかけまして、今回の改正で、その基礎控除に振りかえられた10万円を足すということで、基本的には、先ほど説明申し上げましたように、現行の制度を維持するという改正がなされているものでございます。

それと、その所得が一時的にふえることによって、児童手当とか児童扶養手当の影響が出てくるのではないかということなんですけども、これにつきましては、それぞれの法改正をなされてですね、社会保障に影響がないようにするというふうなことを財政大綱でもうたっておるところでございます。

最後に、公的年金のことをおっしゃいましたけども、公的年金の改正につきましては、これは所得税法のほうで行われておるものでございますが、やはり、公的年金から基礎控除への振りかえも10万円ほど行われておりまして、公的年金だけの方に関しては、1,000万円を超えない限りは、増税になるということはないというふうな改正でございます。

参考までに、給与所得と公的年金がある方については、例えば、確定申告とかで10万円に——10万円に影響が出るように抑えられるようにやる、そういう制度仕組みになっておるところでございます。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明で、負担がないようにということですが、実際に給与所得が10万上がることで、国保——早速国保とかに影響するように、ちょっと思うんですが、それはないようにする……。ないようにするっていうことは、絶対ないとは言いきれない——ないようにする——ないのでしょいか。負担が上がらないんでしょいか。

○委員長（末永義美君） 池田税務課長。

○税務課長（池田正義君） 全ての法律を、ちょっと私のほうで網羅しておるわけではないんですが、国からの税制改正大綱の資料の中では、各制度の所管府庁において、適切に社会保障などの影響が出ないように講じるというふうな文言が書いてございますので、場合によっては、所要の改正が適切に行われるというふうに考えております。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。そのほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。では、本案に対する御意見はございませんでしょうか。三好委員。

○委員（三好睦子君） 反対意見を述べます。この議案に反対いたします。

この二つの控除の意味を無視して、労働力の維持の費用である給与所得控除を引き下げて、基礎控除には振りかえるもので問題があります。二つの意味を無視してということに問題があります。そして、所得金額で算定基準が決まるものも多くあります。先ほど言いましたが、ない——影響——負担がないようにするという——負担がふえないようにするということでしたが、実際どうなるか、まだわかりません。

でも、私のちょっと勉強したテキストによりますと、国保や住民税、その他住宅家賃、また、いろんな社会保障に——児童扶養手当等に負担が出るようにありました。

それで、増税負担——増税になり負担が増になります——なると思われま。勤労世帯の増税になるので、この議案には反対いたします。

たばこ税にしても、今までは健康とか言いながら取りやすいというか——たばこは、なかなかやめられなくて、たばこ税にしても取りやすいところから税金取られて——取られるっておかしいですね。支払わなければならないようなシステムになっているので、この2点について、この議案には反対をいたします。

○委員長（末永義美君） そのほか、御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 本案について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○委員長（末永義美君） 挙手多数であります。よって、議案第68号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第69号美祢市都市計画税条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。池田税務課長。

○税務課長（池田正義君） それでは、議案第69号美祢市都市計画税条例の一部改正について御説明申し上げます。

議案69-1ページをお開きください。参考資料は30ページとなります。

これは、議案第68号同様、地方税法が改正されたことに伴い、美祢市都市計画税条例の一部を改正するものであります。

改正の内容は、地方税法附則第15条の改正に伴い、美祢市都市計画税条例の適用条項にずれが生じたため、改正するものであります。

この条例の施行日は、31年4月1日でございます。

説明は以上でございます。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。では、本案に対しての御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第69号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第69号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第71号美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めま

す。内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） 議案第71号は、美祢市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

議案書は71-1、参考資料は32ページになります。

これは、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令が公布されたことに伴う条例の改正であります。

このたびの改正は、放課後児童健全育成事業所、いわゆる児童クラブに置く放課後児童支援員の資格者要件の一つに、「学校教育法の規定により幼稚園、小学校、中学校、高等学校、または中等教育学校の教諭となる資格を有する者」とある規定を、「教育職員免許法第4条に規定する免許状を有する者」に改め、より規定を明確化したこと、及び放課後児童支援員について、これまで基礎となる資格者要件が9つありましたが、10番目として、「5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であって、市長が適当と認めた者」を加え、資格者要件を拡大するものであります。

また支援員となるには、これらの基礎となる資格を有している者で、都道府県知事が行う研修を受講していただく必要があります。

なお、この条例は平成30年7月1日から施行するものであります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 説明書が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。三好委員。

○委員（三好睦子君） お尋ねいたします。今の説明の中で、5年以上従事した人は、県が行う研修を受ければよいということなんですが、美祢市では児童クラブができて、まだ5年に満たない事業所っていうんですか——施設——児童クラブもあると思いますが、そのときは5年をクリアしてないんですが、その場合の支援の方はどうなるのか。

そして、30年7月1日、ことしの7月1日から施行ということになってますけど、早急に対応が求められると思いますが、どうなっているのでしょうか。

そして、今現在、私の友達が保育士の資格を持っていますが、これでは、保育士だけではできなくなったっていうんですが、保育士の方も、この研修受けるようになるのでしょうか。

今まで綾木に——一番身近なことを言いますけど、綾木で児童クラブがあって、そ

の責任者というのは、その資格を持った人が1人いれば、あとは有償ボランティアの形で出ていたんですが、こういう人たちは、今までは資格がなくても従事していたのですけど、その点はどうなるのかお尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） 内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君） 三好委員の御質問にお答えをいたします。

まず、5年以上という件なんですけれども、これまでも、「高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって、市長が適当と認めたもの」という規定で対応できておりますので、特にこれまでも影響はないと思っております。

それから、早急に——7月1日から早急にということではありますが、これも今の規定、「高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であって」という規定で対応できておりますので、特に影響はないものと思っております。

それから、保育士等の支援員の件でございますが、平成27年4月から、各児童クラブに支援員を置くようになっておりまして、32年度までには、その支援員が各クラブには、最低1名は必要ということになっております。ですので、現在、各クラブに支援員の研修に行っていただくように指導をしているところでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認めます。それでは、本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第71号は原案のとおり可決されました。

議案第72号美祢市介護保険条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齡福祉課長（河村充展君） それでは、議案第72号美祢市介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

議案書の72-1ページをお開きください。参考資料33ページになります。

このたびの改正は、介護保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、同条例が引用しております介護保険法施行令の条番号の見直しにより、所要の改正を行うものでございます。

介護保険法施行令等の一部を改正する政令の改正の内容につきましては、介護保険の自己負担割合や、高額介護サービス費等の所得段階の判定基準となります合計所得金額について、税法上に設けられております控除の仕組みである、長期譲渡所得や短期譲渡所得に係る特別控除額等が勘案されるものとなります。

なお、この条例については、平成30年8月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。
三好委員。

○委員（三好睦子君） 今の説明で、ちょっとわかりづらいところがあったんですけど、これは短期所得とかいう場合なんですけど、土地の売買とか——土地を自分の意に反して、意図しないのに土地を売らなければならなくなった、土地の収入が入ったということで、その所得がふえたときには、このところで勘案——緩和されるということと理解していいんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 河村高齡福祉課長。

○高齡福祉課長（河村充展君） ただいまの三好委員の御質問にお答えいたしたいと思っております。

三好委員おっしゃいましたとおり、土地の売却等にはですね、災害や土地収用等、本人の責めに帰さない理由による場合もありますことから、そのような土地の売却収入等を所得として取り扱わないように改正されるものでございます。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。そのほか本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はござ

いませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第72号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第73号美祢市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） 議案第73号は、美祢市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてであります。

議案書の73-1ページをお開きください。参考資料につきましては、34ページから36ページとなります。

このたびの改正は、介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令が施行されたことに伴い、包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例を一部改正するものでございます。

改正の内容につきましては、平成28年9月に導入されました主任介護支援専門員の更新制度について、昨年9月に、5年間の更新期間をより明確化するため、所要の改正が一旦行われたところでございますが、その際に規定されました経過措置について、このたび、さらに見直しが行われたところでございます。

このたびの改正を受けまして、本基準条例についても見直しが必要となりますが、法令、法案動向に関する資料から国が条例に規定すべき事項として、これまで規定しておりました、主任介護支援専門員の定義や要件を条例に委ねているものではないとされておりますことから、このたびの改正において、主任介護支援専門員の定義を介護保険法施行規則の規定を用いて定める方法に改めておるものでございます。

また、規定方法を見直したことにより、主任介護支援専門員の定義に関する全ての経過措置を含めた内容とすることが可能となりますことから、平成29年に改正しました、美祢市包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の附則第2条に規定する経過措置を削除するものでございます。

なお、この条例の施行日は公布の日からとしております。

説明は以上となります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第73号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第66号平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。中嶋市民課長。

○市民課長（中嶋一彦君） 議案第66号平成30年度美祢市国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書の66-1ページをお開きください。

今回の補正は、歳入歳出予算の総額ともに36億7,517万3,000円に変更はありませんが、歳出について補正がありますので御説明いたします。

それでは、66-8ページ、9ページをお開きください。

3款国民健康保険事業費納付金・1項医療費納付金分におきまして、1目一般被保険者医療給付費分の事業費納付金を38万7,000円、2目退職被保険者等医療給付費分の事業費納付金6万2,000円をそれぞれ追加し、合計44万9,000円を追加するものであります。

また、中ほどの段でございますが、2項後期高齢者支援金等分におきまして、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分の事業費納付金を17万6,000円減額し、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分の事業費納付金を1万9,000円追加し、合計で15万7,000円を減額するものであります。

また、最下段でございますが、3項介護納付金分におきまして、1目介護納付金分の事業費納付金を415万7,000円減額するものであります。

これら3種類の事業費納付金につきましては、いずれも山口県におきまして、平成

30年度国民健康保険事業費納付金額が確定したことに伴う通知に基づきまして、補正を行うものでございます。

したがいまして、それらの事業費納付金の差し引き合計額386万5,000円の減額分につきましては、66-10、11ページのとおり、予備費を追加するものであります。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第66号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第66号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第67号平成30年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。執行部より説明を求めます。河村高齢福祉課長。

○高齢福祉課長（河村充展君） それでは、議案第67号平成30年度美祢市介護保険事業特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書については、67-1ページからになります。

このたびの補正は、平成30年の介護保険制度改正における要介護認定制度の見直しによる、要介護認定支援システムの改修費の計上に伴うものであり、既定の歳入歳出予算の総額から――済みません。既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ569万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ34億4,793万2,000円とするものでございます。

67-10ページ、11ページをお開きください。

歳出について御説明いたします。

1款総務費・1項総務管理費・1目一般管理費において、一般管理業務のうち、電算システム変更委託料を569万7,000円追加しております。

介護保険の事務につきましては、基幹システムでございます住基系システム内の介護保険システムにより、被保険者の資格管理や給付管理等を行っているところでございますが、このシステムは、要介護認定事務の機能を有していないことから、別のシステムといたしまして、要介護認定支援システムを導入し、相互に情報を共有する形で、介護保険事務全体のシステム構成を行っているところでございます。

このたびの補正は、この要介護認定支援システムの改修に伴うものでございまして、認定審査会の簡素化や認定有効期間の延長、介護医療院創設に伴う調査票等の変更に係るシステムを変更するものでございます。

なお、歳入につきましては、全額を一般会計繰入金とするものでございます。

説明については以上となります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第67号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第67号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第74号財産の取得についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。有吉消防次長。

○消防次長（有吉武士君） それでは、議案第74号財産の取得について御説明をさせていただきます。

議案書74-1ページ、参考資料37ページをお開きください。

初めに、財産取得します高規格救急自動車の更新理由について説明いたします。

当本部の救急業務高度化については、平成8年に救急高度化推進計画を策定し、救命士の養成及び高規格救急自動車の導入を行い、現在、救急救命士14名、高規格救急自動車3台を配備、運用しております。

今回更新、整備する車両は、平成18年2月に整備をしたもので、運用開始から

1 2年を経過し、車体の経年劣化、救急資機材の疲労度などから、今後の救急活動において確実性、安全性を確保することが困難な状況にあることから、今回更新、整備を行うものです。

なお、配備後には緊急消防援助隊車両として登録し、災害発生時における相互応援、連携を行うとともに、更新前の現車両は予備車として配備する計画としております。

それでは、議案書74-1ページをごらんください。

契約書抜粋を記しております。

1の取得財産につきましては高規格救急自動車一式、2の取得金額は3,483万円で、これには消費税及び地方消費税分258万円を含んでおります。

3の契約の方法につきましては、市内の自動車販売関係事業所及び県内の高規格救急自動車取り扱い7事業所による指名競争入札としました。

4の契約の相手方につきましては、去る5月18日に執行しました入札において落札をしました、宇部市昭和町4丁目11番53号に所在します、有限会社藤中ポンプ店、代表取締役、藤中義久との契約であります。

次に、参考資料37ページをごらんいただき、取得財産の概要について説明いたします。

まず、高規格救急自動車であります。ガソリンエンジンを搭載し、オートマチックトランスミッションフルタイム四輪駆動方式です。乗車定員は7名です。

次に、装備及び積載資機材ですが、防振ベッド、酸素吸入器、自動式心マッサージ器、自動体外式除細動器ほか、高度救命処置用の資機材を列記しております。

納期については平成30年11月とし、完成後の配備場所については、検収後、美祢市消防署本署としております。

なお、このたびの整備事業には財源として、緊急消防援助隊設備整備費補助金1,368万5,000円を予定しております。

以上で説明を終わります。

○委員長（末永義美君） 説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） ちょっと質問してまいりたいと思います。

まず、取得財産として、高規格救急自動車一式ということで、3,483万ということでありまして、それで今回、高規格救急自動車の選定に当たり一番重要視してき

た点、この点についてどういった視点で選定されたか、ちょっとその説明をお願いします。

○委員長（末永義美君） 松永消防長。

○消防長（松永 潤君） 高規格救急自動車の今の御質問については、仕様選定に当たって、特に留意した点という御質問だと思います。

まず、救急業務は日々進歩しておりますので、救急を要請された患者さんに、一番適切に対応できるような資機材を装備をします。それとともに、活動する隊員の安全確保が図れるように、安全性の重視をもって仕様書を作成をしたところであります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 今、そういった説明ありました。それで、こういった高規格救急自動車の入札に当たって、いろいろちょっと今までも、藤中ポンプ店の、この入札割合が大きかったなという、そういう認識がちょっとあるんですよ。

それで、特別にそこに特化していないのかどうか。また、ほかにこの藤中ポンプ店以外にこういった——この県内、県外、こういったところに、こういった高規格の救急自動車の入札とかいろいろお店があるか、もしその辺があればちょっと説明していただきたい。

○委員長（末永義美君） 松永消防長。

○消防長（松永 潤君） 岡山委員の御質問にお答えします。

救急自動車の更新に当たり、取り扱う事業所についての御質問だと思います。

県内には、救急自動車を取り扱う事業所が主に3社から4社あります。それとともに、市内の業者についても、取り扱いが図られれば入札することは可能だと考えますし、車については主にトヨタ車製と日産車製の2台の仕様があります。

前回の救急自動車の整備については、日産車製の車種である救急自動車を更新しまして、これについては、藤中ポンプ店ではない事業所が落札をしたところですよ。

取り扱いをされる、入札に参加をされる業者については、おおむね3社から4社あると考えておりますし、これについては、取り扱われる藤中ポンプ店であったり、トヨタ、日産の入札が可能であると考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 説明ありがとうございます。

今後、こういった高規格救急自動車でありますので、当然ドライブレコーダー等は、もうついているとは思っております。

それで今後、美祢市の人口、財政規模、当然そういったところを考えてみて、また、時代に応じた新規の消防自動車導入をしていかなければならないということは、もう事実であります。

それで、美祢市のそういった情勢に合わせて、適切にこの高規格救急自動車、さまざまに消防本庁で、消防自動車等の配備している車の台数等は——ちょっと若干、ちょっと離れ——このあれからちょっと離れますけど、その辺はどういった法律のもとで適切に行われていくか、この点だけ最後お願いします。

○委員長（末永義美君） 松永消防長。

○消防長（松永 潤君） 岡山委員の御質問にお答えします。

消防本部の車両の配備状況と整備の基準についての御質問だと思います。

まず、消防車両の——消防本部の車両については、消防力の整備指針、これは国から示されるものですが、これに基づいて整備をしております。

その中で、有効な財源を活用して負担がかからない方針を、まず計画をするということではありますが、救急車両については、おおむね15年、または18万キロ以上、そしてその他の緊急車両、これは消防ポンプ自動車等ではありますが、これは20年以上、そして、緊急性を有しない普通車両についてはその状況を見て、おおむね25年から30年で更新計画をしております。これは県内の消防本部の更新基準からしたら、特に長い期間での計画となっておりますが、車両の傷み具合等の状況がありますので、この基準については変化をする可能性があります。

先ほども申し上げたとおり、更新に当たっては、緊急消防援助隊の設備整備費や過疎事業債等有効な財源を活用して、一般財源が少なくなるように更新をしたいと、今後考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。そのほか質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 御意見なしと認めます。それでは、これより議案第74号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） 全員異議なしと認めます。よって、議案第74号は原案のとおり可決されました。池田税務課長。

○税務課長（池田正義君） 先ほど議案第68号で、三好議員の質問に対しまして、ちょっと誤った数字を申し上げておりましたので、ここで訂正させていただきたいと思っております。

給与所得控除の見直しによって895万円、所得が895万以上というふうに申し上げましたけども、これ850万円でしたので訂正させていただきます。

○委員長（末永義美君） ほかにはないですね。これをもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案8件につきまして、審査を終了いたしました。

その他、委員の皆さんから所管事項につきまして、何かございましたら御発言のほうをよろしくお願いします。安富委員。

○委員（安富法明君） 先ほど財産の取得について、議案第74号があったんですが、質疑になじまないんですね、この場でお聞きをしたいんですが、先般——最近、救急が出動して、患者さんていうか、対象の人を一応死亡っていう判断をしたけれども——死亡っていう判断をしてですね、一旦、だから引き上げて、のちほど警察が入って、いや本人生きてるんじゃないのっていうふうな批判があったように思うんですが、救急の現場でこういうことって起こり得ることなんかっていうこと。で、どういうふうな情報といいますか、つかんでおられるんかなっていうふうに思うんですが、できれば、お答えができればですね、お聞きしたいんですけども、大丈夫ですか。

○委員長（末永義美君） 有吉消防次長。

○消防次長（有吉武士君） それでは、ただいまの安富委員の御質問にお答えします。

救急隊が現場に到着をして、傷病者の方が生存されていらっしゃるのか、亡くなっておられるのか、これは、救急隊員の救急隊活動実施基準で定められて——定められた項目によって、1点ずつ確認を行います。

死亡されているか、生存しておられるかの最終的な判断は、病院の医師が行うことになります。救急隊に死亡の判断、宣告はできませんので、最終的な判断は医師が行

うことになるんですが、その中でも、現場の活動において、救急隊に判断項目として許されている項目は数点あります。

まず、呼吸をされてないこと、それから脈拍がないこと、意識がないこと、そして、モニタ電極を患者さんに装着をして、波形が発生していないこと等、生存しておられるか、亡くなっておられるかの判断については、当消防本部で策定しました基準に沿って、抜けないように観察し判断をしておりますので、今回他地区で発生をした事案については、当消防本部では起こりうる状況にはないと考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。そのほか御発言ございませんか。岡山委員。

○委員（岡山 隆君） 昨日、皆様も御承知のとおり、大阪府の北部で震度6.1——6弱の地震が発生したところでございます。

政府としても、すぐ協議会を開いて、同日にすぐ対策本部など、こういった対応をされてるということで、対応に全力を期すことを確認しておられます。

それで、その中で特に今回、大阪府の高槻市の小学校で、ブロック塀が倒れて、下敷きになった通学中の女子児童が死亡した事件がありました。

また、80代の男性も、こういったブロック塀にですね、影響で亡くなられたということでありまして、緊急に全国の指定された通学路の総点検、調査をしてもらいたいって、こういったところの要請がきのうの中であったと思っております。

それで、今回、いつどこで、美祢市においても地震がないと言っても、想定外のことが起こるような時代でありますので、今後、そういった、特に通学路のこういったブロック塀、そういったところの点検、対応をどうするか、こういったところの事案について検討をされようとされているかどうか、この2点についてお尋ねしたいと思います。

○委員長（末永義美君） 篠田副市長。

○副市長（篠田洋司君） 岡山委員の御質問にお答えしたいと思いますが、通学路の安全確保については、教育委員会のほうで十分その対策は講じられることと思っております。

市内の公共施設の安全点検につきましては、毎年、6月時期に各所属長宛てに監理課の——等のほうからですね、通知をしているところでございます。昨日あった事件を踏まえまして、部長会議が予定しておりますので、その際に改めて、施設の安全点

検については指示したいというふうに考えておりますし、こういう事故がないように最善を尽くしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（末永義美君） 岡山委員。

○委員（岡山 隆君） もう既に、別に地震がなくても、例えば、於福公民館で外壁が崩れたということもありまして、もう50年、60年経った古い公共施設もありまして、こういったところ、これからの梅雨時期、また地震が3とかぐらいにもそれが崩落して、非常に危険な状況もあると思っております。

こういったところ、しっかりと今後——今、副市長が言われましたので、もう答弁結構ですので、今後そういったところは、しっかりと見据えての対応が今以上に必要なきに來てる、このように思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上です。

○委員長（末永義美君） そのほか御発言のほうはいかがでしょう。三好委員。

○委員（三好睦子君） その他の件で4点あるのですが、1問ずつお尋ねしていいでしょうか。

○委員長（末永義美君） どうぞ。

○委員（三好睦子君） それではまず、1点目として、議案の72号の先ほどの説明の中で、自分の意図しないのに収入が入ったと。先ほど土地の収入のことでお尋ねしましたが、こういった場合に、自分で意図しないで収入が入った。それで特別控除——所得の判定基準で特別控除等で優遇措置があるということですが、国保等——国保や住民税やその他使用料についても適用されるのでしょうか。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。（発言する者あり）

○委員（三好睦子君） 72号の件でしたら介護だけでしたけど、国保で今聞かれないんでしょうか。いいですよ。なじまなかつたら聞きます、また。いいでしょうか。

○委員長（末永義美君） じゃあ、それはまた次の件で。

○委員（三好睦子君） 2点目なんですけど、竹岡議員——先輩議員さんの、この前の一般質問の中で、十文字原の民間——土地活用について、民間委託でという——民間活用でということでしたけれど、これは建設課ということじゃなくて、私の場合、今回お尋ねしたいのは十文字原の土地の——市の所有の土地の件なので、ちょっと民生委員会——総務民生かなと思ってお尋ねするんですが、この十文字原は、この山のままで

置かれるのか、それとも、ほかにどっか考えられておられるのか。また募集とか——この利活用について募集とかされるのでしょうか。お尋ねいたします。

○委員長（末永義美君） 田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） 三好委員の御質問にお答えをします。

十文字原についてはですね、十文字原総合事業用地ということで、現在のところ、民間活力であそこを何らかの地域の振興、あるいは雇用につながるものとして活用しようということにしていますので、山のまま、そのまま置いておくということは考えてないというところであります。

以上です。

○委員長（末永義美君） 三好委員。

○委員（三好睦子君） 市民の方から意見を聞きましたけど、今、三つのインターですか、美祢市は持っているということで、物流センターを、倉庫——倉庫とか事務所とかしたらどうだろうかということで、運送業者のクロネコとか佐川急便さんとか、市場調査が必要ではないかということなんですが。こういうことに、ちょっと前向きに物流センター、倉庫を活用してはどうかということを聞きましたけど、この点についてはお考えの中にあるのでしょうか。今からどうでしょうか。お尋ねします。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。田辺総務部長。

○総務部長（田辺 剛君） 何か所管の委員会が、ちょっと違うかなというような気もするんですが。

今、三好委員がおっしゃいました物流センター等も含めてですね、特に、これということで限定をしてということではなくて、先ほども言いましたように雇用の確保とか、地域振興につながるものであれば何でも、というスタンスで考えております。

○委員長（末永義美君） 三好委員、この件は、ここで。三好委員。

○委員（三好睦子君） 市制10周年記念行事で、市民からアイデアを募集されましたが、その内容と結果報告がないということなんですが、応募された方たちにはどのような対応をされたのでしょうか。内容の公表がない、その結果についてどうなった、どうなった、あなたの意見はどうでした、これでどうでしたよとか、何の報告もないがどうなってるかっていうことを聞きましたが、この点についてはどうなんでしょうか。

○委員長（末永義美君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） 三好委員の御質問にお答えをいたします。

本年は市制施行10周年ということで、記念事業をするようになっております。

今、三好委員からの御質問のとおり、昨年3月1日から5月31日まで、市民の皆様からアイデア——記念事業の募集、アイデア募集をしたところでありまして、その結果、大きく33件の提案がありまして、所管する課で検討した結果、一部実施も含めまして、14件実施することとしております。

この結果につきましては——検討結果は、市のホームページなどで随時公表していきますというようにしておりますけれども、おっしゃるとおり、今現在ホームページ等でまだ公表できておりません。つきましては、早期に公表するようにしたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。三好委員。

○委員（三好睦子君） ホームページだけで、応募された方には、個人的には通知はないということですね。

○委員長（末永義美君） 佐々木総務課長。

○総務課長（佐々木昭治君） アドレスとかですね、住所とかがわかれば——戻せるものであれば、戻してまいりたいとは思いますが、どうしても、もう住所とかがなければ、なかなか御連絡ができないかもしれませんが、大きく皆様方が、当初書いておりますが、市ホームページ、どなたでもアクセスしてごらんになれるような情報公開ということになっておりますので、可能な限りで情報公開、公表してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。4点目ですね、いいですか。どうぞ。

○8番（三好睦子君） 4点目ですけど、丸和の跡地について、議員間——議員間で利活用について書面で討議もしたことがあります。その議員間の中ではわかりましたが、当時、若手の職員さんたちにアイデアを募集してということも聞きましたが、それについて、何の報告もないんですがどうなってるのでしょうか。お尋ねします。

○委員長（末永義美君） 石田市長公室長。

○市長公室長（石田淳司君） 旧丸和跡地の利活用につきましては、美祢市議会におきましても政策討論会で御協議いただいて、具体的なことも御提案いただきましたが、総括的に、確か4点の項目があったかというふうに思っております。

今、三好委員おっしゃいましたように市職員の若手——とりわけ若手職員のほうに

も利活用について呼びかけました。2つのグループを編成いたしまして、それぞれのグループから提案を受けたところであります。

若手職員ということで、子育てに特化した施設がいいとかですね、ちょうど桜シーズンにも、桜の花見に面したところでもあるので、それらを含めて、利活用できないかとか、児童図書に特化した施設ではどうだろうかという、さまざまな内容もあったところであります。

具体的にはですね、現在のところ進んでおりませんが——と、申しますのも、本庁舎の建てかえの候補地にも現在上がっておりますことから、今ちょっと中断している状況であろうかと思えます。

今年度から、この中心市街地本庁舎の位置を含めまして、丸和、それから駅前等も含めまして、この中心市街地の再編といいますか——に着手するようにやっておりますので、その中で、具体的な利活用について検討、決定したいというふうに考えております。

以上です。

○委員長（末永義美君） よろしいですか。では、そのほか何かございましたら、御発言のほうをお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（末永義美君） では、ないようでしたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力、まことにありがとうございました。お疲れ様でした。

午前10時30分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成30年6月19日

総務民生委員長